

介護保険制度の充実と持続可能な制度構築を求める意見書

公的介護保険制度は 1997 年に法制化され、介護を必要とする高齢者の介護等にかかる負担を社会全体で支援するための保険制度で、市民にも定着が図られ、高齢者本人だけでなく、高齢者を抱える家族や地域の福祉にとって必要不可欠な公的な社会保険制度になっています。

しかし、少子高齢化の進行、地域間の格差拡大、介護人材の不足といった課題が顕在化し、制度の持続可能性に対する懸念が高まっています。

よって、国会及び政府に対し、次の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望します。

記

1. 介護従事者の処遇改善と財政措置の強化を行うこと。

介護現場の崩壊を防ぐため、職員が将来にわたって安心して働き続けられるよう、賃金引上げと労働条件改善のための財政的な裏付けを講じること。

2. 利用料・保険料の負担増の凍結と経済的弱者への配慮を行うこと。

一部の月末の利用控えという事態を解消するため、公費（国庫負担）の割合を増やし、保険料や利用料の引下げを行うこと。自己負担のさらなる引上げは行わないこと。

3. 居住地による「サービス空白」の解消を図ること。

中山間地域で見られる事業所の不足や撤退を食い止め、どこに住んでいても同じ保険料であれば同等のサービスが受けられるよう、地域格差の解消に向けた支援を強化すること。

4. 要介護認定の迅速化とケアプラン作成の「原則無償」を維持すること。

要介護認定調査の迅速化を図ること。また、有料化はサービスの利用抑制から利用者の状態悪化を招くおそれがあり、中立・公正な自立支援を阻害するため、居宅介護支援（ケアプラン作成）への利用者負担導入（有料化）は行わないこと。

5. 地域包括ケアの充実（移動支援・認知症対策の強化）を行うこと。

移動支援や認知症対策に向けた、包括的なケア体制を構築すること。また、認知症など専門的アセスメントに基づくサービスが必要な方もいるため、要介護 1・2 の総合事業への移行は行わないこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 8 年 10 月 2 日

鹿児島県霧島市議会議員 徳田 修和

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿
厚生労働大臣 殿